

# 月の浦区規約

## 第1章 総 則

(名称および事務所の所在)

第1条 本区は月の浦区と称し、事務所を月の浦公民館に置く。

(構成)

第2条 本区は区域内に在住する住民（世帯）をもって構成し組制を設ける。

(目的)

第3条 本区は住民の融和協調を進め、生活の向上並びに福祉の増進を図り、もって区及び市の発展に寄与することを目的とする。

(公告)

第4条 本区の公告及び周知事項は掲示板への掲示または回覧等で行う。

(事業)

第5条 本区は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉の増進に関すること。
- (2) 環境衛生の改善に関すること。
- (3) 防犯・防災・減災の推進に関すること。
- (4) 子どもの健全育成に関すること。
- (5) 公民館の運営及び管理に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

## 第2章 役 員 等

(役員等)

第6条 本区に役員、組長、評議員、監査員を置き、その任務及び選出方法等は別表1のとおりとする。

- 2 本区を複数のブロックに分け、ブロックを構成する組長の代表者をブロック幹事とする。
- 3 執行部の構成については、複数の女性が構成員になるよう努めるものとする。
- 4 役員並びに監査員の任期中に欠員が生じたときは評議員会で、又評議員の場合は役員会においてそれぞれ推薦し補充する。但しその任期はそれぞれ前任の残任期間とする。

## 第3章 組 織

(組織)

第7条 本区に事業の企画・運営のため、次の組織を置く。

- (1) 組長会
  - (2) 評議員会
  - (3) 福祉推進委員会
  - (4) 食生活改善推進会
  - (5) 環境部
  - (6) 文化部
  - (7) 体育部
  - (8) 月の浦文庫
  - (9) 子ども会育成会
  - (10) 月の浦シニアクラブ平成の会
  - (11) 月の浦区自主防災組織
  - (12) 月の浦区防犯パトロール隊
- 2 区長は、必要に応じて上記の組織を招集し会議を開催することができる。
  - 3 区長は、前項の会議に執行部及び月の浦小PTA他、区長が認めた者を参加させることができる。

(職 員)

第8条 職員の服務は次のとおりとする。

- (1) 職員の服務時間は9：00～16：00とする。  
但し、昼休憩時間は原則として12：00～13：00とする。
- (2) 職員の休日は土曜日、日曜日、国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇とする。
- (3) 区長は特に必要ある場合は休日出勤又は時間外勤務を命ずる事ができる。  
この場合は代休を与えなければならない。

(顧 問)

第9条 本区に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は区に貢献した人、区長経験者から区長が役員会に諮り委嘱する。
- (2) 顧問は区長の諮問に応じ助言を行う。
- (3) 顧問の委嘱期間は、1年とする。但し再委嘱することができる。

## 第4章 会 議

(会 議)

第10条 本区の会議は別表2のとおりとする。

- 2 総会は本区の最高議決機関である。
- 3 組長会は総会に次ぐ本区の議決機関である。
- 4 執行部は執行部会以外の会議に出席し意見をのべることができるが表決には加わらない。

## 第5章 運 営 費

(運営費)

第11条 本区の事業に必要な経費は区費、助成金、寄付金等をもってこれにあてる。

(区 費)

- 第12条 区域内の住民は世帯毎に区費を納めるものとする。但し区長が必要と認めるときは、役員会に諮り、減免することができる。
- 2 区費の額は、一世帯月額350円とする。
  - 3 区費は組長が徴収し、会計に納める。
  - 4 年度中途の転入者は転入の翌月から、転出者は転出の月まで区費を納めるものとする。
  - 5 区域内に土地を所有する区域外のものから、その地目、地積により別に定める区費を徴収することができる。
  - 6 区域内に、別に事業所を有するものから、その形態に応じ特別区費を徴収することができる。

## 第6章 慶 弔 等

(慶弔等)

第13条 区民の慶弔等に関しては、次のとおりとする。

- (1) 本区の住民が亡くなられた場合、5千円の弔慰金を支給する。
- (2) 慶事等は、区長が必要と認める場合、1万円以内の祝い金等を支給することができる。

## 第7章 会計及び監査

(事業年度)

第14条 本区の事業は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予 算)

第15条 区の予算は総会の承認を得なければならない。但し補正予算は組長会で承認することができる。

(資金の管理)

第16条 運営費は金融機関への預金、その他最も安全かつ有利な方法で運用しなければならない。

(決算)

第17条 区長は毎年9月末及び翌年3月末現在で、次の書類を作成し監査を受けた後、総会の承認を得て事務所に備え付けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 会計に関する書類

(監査)

第18条 監査員は前条の書類により、会計を監査し、意見を付けて区長に提出しなければならない。

(規約の改廃)

第19条 本規約の改廃は総会の承認を得てこれを決定する。

## 第8章 個人情報保護

(個人情報の取扱い)

第20条 本区が取得した区民の個人情報の取扱いに関しては、別途「月の浦区個人情報取扱要領」で定める。

## 第9章 雑 則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は区長が役員会及び評議員会に諮って別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成7年4月1日から施行する。

(公民館運営)

2 月の浦公民館規約は別途定める。

(施行期日)

- 3 この規約は平成 8年 4月21日から施行する。
- 4 この規約は平成 9年 4月27日から施行する。
- 5 この規約は平成12年 4月16日から施行する。
- 6 この規約は平成17年 4月17日から施行する。
- 7 この規約は平成21年 4月19日から施行する。
- 8 この規約は平成24年 4月 8日から施行する。
- 9 この規約は平成25年 4月14日から施行する。
- 10 この規約は平成29年 4月16日から施行する。